

定

款

社団法人

全国農業共済協会

定款改正経過

(議決年月日)

(認可年月日、認可番号)

(改正主内容)

昭和二十三年七月八日

昭和二十三年八月二十七日

創立。

(農林省指令三農政第二七八三号)

昭和二十四年六月二十四日

昭和二十四年八月十日

会員名称変更。理事Ⅱ十五人

(農林省指令二四農政第二〇三九号)←二十一人、監事Ⅱ三人←五人に

増員。

昭和二十四年十二月十日

昭和二十五年二月二十一日

本会名称変更。会長・副会長代

(農林省指令二五農政第三二八号)

理者規定及び会計規定の設定等

昭和二十七年七月十一日

昭和二十七年九月十二日

役員の任期延長(二年←三年等)

(農林省指令二七農政第一二二〇号)

昭和二十九年一月三十日

昭和二十九年二月二十三日

副会長増員。

(農林省指令二九農政第七〇七号)

昭和二十九年六月二十四日

昭和二十九年十月五日

会長の総会開催日前の当年度予

(農林省指令二九農政第三三三七号)

算執行権限規定の設定。

昭和二十九年七月二十七日

昭和二十九年十月五日

副会長減員。理事減員(二十人

(農林省指令二九農政第三七九八号)←十八人)

昭和三十四年六月二十七日

昭和三十四年十月二十二日

運営委員会を委員会に改める。

(農林省指令三四農政第七九三二号)

昭和三十八年六月二十七日

昭和三十九年一月十日

副会長増員。賛助費規定の設定。

(農林省指令三八農政第三〇〇九号)

昭和四十六年六月二十九日

昭和四十六年九月四日

資産管理規定を改める。

(農林省指令四六農政第一八八七号)

昭和四十七年六月二十三日

昭和四十七年八月七日

役員数の上下限を設定。

(農林省指令四七年農政第一六一二〇号)

昭和五十年六月二十四日

昭和五十年八月六日

会館の管理運営規定の設定。

(農林省指令五〇農政第一六七七号)

平成十一年十二月二十一日

平成十二年二月一日

役員会を理事会に改める。

(農林水産省指令二二農経B第八六号)会員に特定組合を加える。役員

の任期短縮(三年←二年。平成

十四年七月一日施行)。総会の

議決事項に長期借入金を追加等。

平成十三年三月二十三日

平成十三年三月三十日

理事会の成立・議決要件等を規

(農林水産省指令二二農経第二二九四号)定。理事の下限定数を増員(十

二人←十三人)

全国農業共済協会定款

第一章 総 則

第一条 この会は会員間の連絡協調を図りあわせて農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この会は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による社団法人とする。

第三条 この会は全国農業共済協会と称し事務所を東京都千代田区に置く。

第四条 この会の会員は農業共済組合連合会及び特定組合(農業災害補償法(昭和二十二年法律第一百八十五号)第五十三条の二第四項の特定組合をいう。)とする。

第五条 この会はこの会の目的を達するため左の事業を行う。

- 一 農業共済団体の連絡についての施設
 - 二 会報等印刷物の刊行その他農業共済事業の普及宣伝
 - 三 農業災害の防止並びに軽減のための調査及び研究
 - 四 農業共済事業についての講習及び研究
 - 五 農業共済団体役職員の福利増進についての事項
 - 六 全国農業共済会館の管理運営についての事項
 - 七 その他この会の目的達成上必要な事項
- 第六条 この会はこの会の目的事業に賛同する者から賛助費を受けることができる。
- 第七条 この会の事業年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二章 会員の権利義務

第八条 会員はこの会の経費を分担しなければならない。

第九条 会員は各々一個の議決権を有する。

第十条 この会を脱退しようとする会員はその理由を申し出てあらかじめこの会の承認を受けなければならない。

第三章 役 職 員

第十一条 この会に左の役員を置く。

- 一 理事 十三人以上 十八人以内
- 二 監事 三人以上 五人以内

役員は總會において会員の役員の中からこれを選任する。ただし、定員の三分の一は

その他の者からこれを選任することができる。

理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第十二条 役員の任期は二年とする。

補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第十三条 理事は会長一人、副会長二人、常務理事一人を互選する。

会長は会務を総理しこの会を代表する。会長に事故あるときは副会長がこれに代わり、会長及び副会長共に事故あるときは常務理事これに代わり、会長、副会長及び常務理事共に事故あるときは、理事の互選により代理者一人を定める。

第十四条 第二十四条第一項第四号及び第六号の事項は、毎事業年度の当初より当該事項の付議される総会の開催期日に至る間、前年度中総会で議決を経た範囲内において会長が執行することができる。

前項の執行はもよりの総会において当該年度の当該事項に包括して議決を経なければならない。

第十五条 この会の役員には総会の決議により報酬又は手当を支給することができる。

第十六条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は理事会の推薦により会長これを委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、かつ総会に出席して意見を述べることができる。

第十七条 この会に委員会を置くことができる。

委員会に関し必要な事項は別にこれを定める。

第十八条 この会は職制の定めるところにより職員を置き会長がこれを任免する。

職員の給与は給与規程の定めるところによる。

この会は退職給与規程の定めるところにより退職給与基金を積み立てて退職する職員に対し退職給与金を支給する。

第四章 総 会

第十九条 この会の通常総会は毎事業年度一回五月又は六月にこれを招集しなければならない。

臨時総会は左の場合にこれを招集する。

一 会長が必要と認めたとき

二 監事が財産の状況または業務の執行について不整のかどのあることを発見した場合においてこれを総会に報告する必要があると認めたとき

三 総会員の十分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき

第二十条 総会の招集の通知はその会日の十四日前までに通知書をもって各会員に対してこれをするものとする。

前項の通知書にはその会議の目的たる事項及び会議の場所を記載するものとする。

第二十一条 総会においてはあらかじめ通知した事項に限りこれを議決するものとする。ただし、緊急の要ある事項及び軽微な事項についてはこの限りではない。

第二十二条 総会における議決権は書面又は代理人をもってこれを行うことができる。代理人は代理権を証する書面を持参しなければならない。

第二十三条 総会においては議事録を作りこれに会議の日時及び場所、会員及び議決権の総数、出席者及び議決権の総数、議事の要領並びに議決した事項及び賛否の数を記載しなければならない。

議事録には議長及び議長の指名した出席者二名以上がこれに署名又は記名捺印しなければならない。

第二十四条 左の事項は総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 役員を選任及び解任
- 三 経費の分担額及び収入方法
- 四 毎事業年度の事業計画及び収支予算書
- 五 事業報告及び収支決算の承認
- 六 当該事業年度の収入をもつて償還する借入金の限度
- 七 前号の借入金を除く借入金の額及び借入先金融機関並びに当該借入金の償還計画
- 八 基本財産の設定及び処分

前項第一号、第二号及び第七号の議事は総会員の過半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決によりこれを決する。

前項以外の議事は総会員の過半数以上が出席し、その議決権の過半数以上の多数による議決によりこれを決する。

第五章 理 事 会

第二十五条 理事会は左の場合にこれを招集する。

- 一 会長が必要と認めたとき
 - 二 理事現在数の三分の一以上の理事から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき
- 第二十六条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、左に掲げる事項を議決する。ただし、総会の議決に反するものであってはならない。

- 一 業務の運営に関する基本方針の決定に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- 三 職員給与規程・退職給与規程その他この会の定款施行上必要な細則の制定又は改廃に関する事項
- 四 その他他会務執行上必要であり、理事会の議決を必要と認める事項

第二十七条 理事会は、会長が招集する。

会長は、前項の招集の通知はその会議開催日の五日前までに通知書をもって各理事に対してこれをする

ものとする。

前項の通知書にはその会議の目的たる事項及び会議の場所を記載するものとする。

会長は、第二十五条に該当する場合は、その日から十四日以内に理事会を招集しなければならない。

第二十八条 理事会は理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

この定款に規定するものは、可決理事会の運営に関し必要な事項は理事会運営細則で定める。

第二十九条 理事会については、第二十一条及び第二十三条の規定を準用する。

この場合において「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第六章 会 計

第三十条 左の各号に掲げる事業に関する収入、支出は一般会計と区分して経理しなければならない。

一 会報(農業共済新聞)の刊行に関する事業

二 農業共済団体役職員の福利増進に関する事業

三 全国農業共済会館の管理運営に関する事業

四 その他総会において指定した事業

第三十一条 この会の資産は理事会の議決をもって定める方法により管理する。ただし、その資産のうち現金の管理は左の方法による。

一 郵便貯金、農林中央金庫への預け入れ又は理事会の承認を経たる銀行若しくは信託会社への預金若しくは信託

二 国債証券又は理事会の承認を経たる有価証券の保有

附 則

一 この定款施行上必要な細則は理事過半数の同意を得てこれを定める。

二 この定款はこの会の成立の日よりこれを施行する。

三 この会の創立費は十七万円以内とし初年度においてこれを償却するものとする。

四 創立当時の役員の任期は第一回通常総会までとする。

五 第十二条第一項の規定は平成十四年七月一日から適用する。